# 陳 情 文 書 表

(令和6年3月18日)

	(令和6年3月18日)
受理番号・受理 年月日及び件名	陳情第75号(6. 3. 11) 住民のまちづくり権を保障し、住民との合意形成を求める陳情
陳情の要旨	1. これまでの説明会等では住民との合意形成がなされていない。住民のまちづくりへの主体的な参画の権利(住民のまちづくり権)を保障し、利用者・住民も含めた協議の場である検討会を直ちに設置すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市 <b>灘</b> 区 堀 口 清 志
送付委員会	都市交通委員会

陳情者 住所 神戸市灘区 名前 堀口 清本

住民のまちづくり権を保障し、住民との合意形成を求める陳情

## 【陳情趣旨】

住民のまちづくり権は憲法第13条の幸福追求権や住民が主体となり地域課題を解決する「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」から導き出される健康権、生活権、環境権などが具現化されたものです。また、都市計画法では、都市計画の決定や変更には、住民の意見を反映させるために「公聴会の開催等」の必要性を謳っています。

私は2月の議会で、住民のまちづくり権を保障する立場から、住民・利用者、有識者、行政が協議する検討会の設置を強く求め、陳情しました。それに対して神戸市当局は「国のガイドラインでは説明会に替えることができる」と回答されましたが、地域住民に対する回答にはなっていません。それはこれまでの結論ありきの一方的な説明会等が、単に形だけの既成事実を積み重ねてきただけで、住民の意見を全くと言っていいほど反映してこなかったからです。

都市公園法では都市公園の廃止はできません。当局は、「公益上特別の必要がある場合」を都市公園の廃止できる理由としていますが、1月の公園緑地審議会では学識経験者の中からもこの点について、「王子公園に大学を誘致することが公益上特別の必要がある場合にあてはまるのか疑義がある」旨の意見が出されました。都市公園法運用指針では、「地域の実情に応じ、その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要」があり、「都市公園の廃止を検討する場合には、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと」とあります。つまり、住民との議論を尽くした上での合意形成が不可欠であり、それに至らなければ、見直しも当然ありうる。それがこの中身ではないでしょうか。王子公園は憩いとレクリエーション、景観の向上、環境の改善、災害時の避難場所など様々な役割を都市の中で求められている重要な施設であるからこそ、都市公園法や都市公園法運用指針によってバックアップされているのです。都市公園法になぜ保存規定があるのか、社会的共通資本としての王子公園の価値をもう一度よく考えていただきたい。よって以下の事項について陳情します。

#### 【陳情項目】

- 1, これまでの説明会等では住民との合意形成がなされていません。住民のまちづくりへの 主体的な参画の権利(住民のまちづくり権)を保障し、利用者・住民も含めた協議の場であ る検討会を直ちに設置してください。
- 2, 王子公園に大学誘致が公益上特別の必要がある場合に該当するのか疑義があり、都市公園法、都市公園法運用指針に則った住民合意のための議論が不十分です。再考を求めます。

都市交通委員会所管分は 陳情第 75 号 建設防災委員会所管分は 陳情第 76 号 陳情第75号 都市局

陳 情 要 旨 等

陳情者 神戸市灘区 堀口 清志

陳情要

## 【陳情第75号】

これまでの説明会等では住民との合意形成がなされていない。住民のまちづくりへの主体的な 参画の権利(住民のまちづくり権)を保障し、利用者・住民も含めた協議の場である検討会を直 ちに設置すること。

# 陳情に対する神戸市の考え方

王子公園再整備については、令和3年12月の基本方針(素案)を公表した際、市民意見募集や議会等を通じて、様々な観点から多くのご意見をいただき、動物や景観などへの影響を懸念する声や、王子公園への愛着などから既存施設の存続を望む声をいただきました。

これらの声を重視し、令和4 (2022) 年6月に「見直しに向けた市の考え方と方向性」をとりまとめ、「再整備の背景、意義」を改めて整理するとともに、ゾーニングを見直し、「誰もが憩い、くつろげる空間を拡大」「ゾーン間の物理的なつながりと視覚的な広がりを確保」しながら「より開放的な公園として再整備」するなどの考え方をお示しし、公園内の「各施設の見直しの方向性」として、配置の見直しや、園内外で再整備、代替・機能確保を図り、出来る限り従前施設の機能を確保することとしました。

その後、市民との意見交換会など、丁寧な説明や意見聴取を重ねながら、基本方針(修正素案)をとりまとめ、再度市民意見募集を実施したうえで、基本方針を策定(令和4年12月)しました。

また、基本方針に基づく基本計画の検討にあたっても、市民ヒアリングや動物園ワークショップ、アンケート等により、市民の意見を聞きながら検討を進め、改めて市民意見募集を実施しました。

なお、再整備に関連する都市計画に関しても、法令に基づく説明会の開催や、地区計画素案・都市計画 案の縦覧・意見の申し出をはじめ、住民等の意見を伺いながら適正に手続きを進めてきました。

説明会の際には、市から都市計画の内容を説明するとともに、参加者からの意見や質問を幅広くお聞き して、それに対する神戸市の考えも説明したところです。また、都市計画審議会においては、提出された 意見書の全文を掲載した資料を提出するとともに、意見書に対する神戸市の考え方を説明したうえで、都 市計画案について原案のとおり承認をいただきました。

このように、令和3年12月に基本方針(素案)を発表して以来、市民や議会の意見を聞き反映しながら検討を進め、令和6年3月12日に基本計画を策定したところであり、別途、検討会のような体制を設ける予定はありませんが、今後も引き続き検討を進め、適宜、施設整備等に関する情報を発信していくとともに、様々な機会を通じて市民の意見等を伺いながら事業を進めていきます。